

の負担)の不妊去勢手術費用の助成を行っている。例年二倍程度の申し込みがあり、抽選で対象者を決定している。本来、不妊去勢手術は、飼い主の飼育責任として実施すべきものだが、その意識がまだ十分に浸透しておらず、結果として飼うことのできない犬猫を生み出している状況がある。本事業は、飼い主に対し手術の必要性を認識してもらうための啓発として実施している。

② 狂犬病予防事業

この事業は、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録(生涯一回)と年一回(毎年)の狂犬病予防注射の促進を図るものである。

平成十一年度、本市内における飼い犬の総登録頭数は、十一万七千七百八十二頭である。

市民の利便性を考慮し、毎年、飼い主に対して「狂犬病予防注射のお知らせ」ハガキを送付すると共に、四月には地域の町内会館等に注射会場を設けて実施している。平成十一年度は、市内三百二十九カ所で行った。この注射会場以外では、もよりの動物病院で狂犬病予防注射を受け、保健所衛生課において登録等を行うこととしている。

我が国では、昭和三十二年以来、狂犬病の発生はなく、世界でも数少ない狂犬病の清浄国であるといえる。しかし、狂犬病は、現在においても世界の多くの国々で発生しており、海外から侵入してくる可能性は非常に高く、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の励行が強く望まれる。

③ 畜犬センター事業

畜犬センターは、犬の保護・収容、引取り、処分(譲渡を含む)、返還及び普及啓発のために訓練したモデル犬の模範演技によるしつけ等の適正飼育普及啓発業務を保健所と連携し実施している。

2 地域における犬猫等の課題

① 犬について

㊦ 糞の被害

前出、表3の犬に関する苦情件数において、糞尿による被害が数多く寄せられている。犬を散歩や運動させる際には、スコップやビニール袋等を持ち、糞は持ち帰って処理するよう啓発を続けているがなかなか守られない。処理する用具を持っていても、人が見えないと処理していかないとの声もある。

飼い主が判明している場合には、保健所の職員が直接飼い主に対して指導しているが、通常、道路や公園に糞だけが残存するのみであり、犬及び飼い主は特定できず、保健所からの飼い主に対する指導は難しい。対応としては、「犬のふんは飼い主が持ち帰り始末しましょう」との糞の始末啓発プレートを作製し、保健所を通して市民に無料配布している。

㊧ 公園等でのリード(引き綱)なし散歩・運動

咬傷事故の防止のため、犬は、散歩・運動の時であってもリード等で係留することと条例により従前から義務づけている。しかし、公園等で放して運動させている飼い主があり、他の公園利用者や周辺住民等から怖い、危険という苦情が寄せられている。

保健所の指導に際しても、「うちの子(犬)はおとなしい」「絶対に咬まないから、大丈夫」と意に介さない飼い主がいる。犬の苦手な方もいることを理解しようとする。動物を追いかけ捕らえる狩猟本能や防衛本能など犬が本来持つ習性から、思いがけない咬傷事故を発生させる可能性があることを考えない飼い主がいる。高齢者等では、咬傷事故でなくとも転倒しての骨折など重篤になる場合もあり、また、幼児では、一生にわたって身体にも心にも傷を負わせることにもなりかねない。リードがあっても、犬を制御できない場合は、放し飼いと同様に危険となる。

また、困いの中でリードを付けず犬を運動させることができる犬専用の運動・訓練場「ドッグラン」の設置について地域から要望があがっている。しかし、飼い主としてのマナー意識の低い方々が多く、犬のしつけも十分でない現状では、設置については慎重にならざるを得ない。飼い主が高いマナー意識を持ち、咬傷事故や周辺からの苦情を防止する十分な管理体制を自ら構築し、地域の合意を得ることがドッグラン設置の前提条件になるのではなからうか。

② 猫について

「ノラ猫に餌を与えるから、地域に居着いてしまい頭数が増え、糞尿汚染等で迷惑する。だから、ノラ猫に餌を与えてはいけない」とする声が地域である一方、餌を与えている側は「餌を与えないことは虐待にあたる」とし、トラブルになる場合がある。このような事例では、まず、猫を安易に捨てる一部飼い

表—8 猫の引取り、収容頭数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
飼えなくなった猫引取り頭数	443	352	333
飼い主不明猫収容頭数	4,953	5,730	4,932
負傷の猫収容頭数	427	403	422
計	5,823	6,485	5,687

表—9 猫の処分(譲渡を含む)頭数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
安楽死処分頭数	5,460	6,169	5,371
飼育用譲渡頭数	363	316	316
計	5,823	6,485	5,687

表—7 猫に関する苦情等(内容別)件数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
糞・尿	2,108	2,292	2,163
臭気・羽毛	818	748	621
鳴き声	159	117	109
身体・器物被害	411	454	370
不適切な取扱い・虐待	531	593	81
収容に関する相談*			2,623
その他	1,920	1,702	653
計	5,947	5,906	6,620

*「収容に関する相談」は、平成10年度以前は、業務月報において「その他」に計上されていたため空欄となっている。

主の無責任な態度を改める必要があるが、餌を与える人達も、ただかわいそうと餌を与えるだけでなく、頭数を増やさないための不妊去勢手術の徹底・里親探し、餌の後かたづけ、周辺の糞の処置等周囲に迷惑をかけないよう努力をする必要があると考える。

なお、室外で放し飼いの猫には、交通事故や感染症の危険、妊娠などの問題があり、また、糞尿等により他人に被害を与える可能性も高いので、猫は、室内で飼育することが望ましい。室内飼育では、猫の行動範囲が制限されるなどの意見もあるが、飼い主が猫にとって快適に暮らせる環境を作りさえすれば問題は無いと言われている。

③—その他の動物について

近年、多種多様な動物が、ペットとして販売飼育されているが、特に爬虫類がブームとなっている。「動愛法」においても虐待又は遺棄した場合に罰せられる愛護動物に「哺乳類」「鳥類」にさらに「爬虫類」が加えられた。爬虫類に限らず、それぞれ動物固有の習性・生態・成長後の大きさ等に応じた飼育環境の整備や逸走防止等を図ったうえで飼育すべきである。不適正な飼育は危険であるし虐待にもなりかねない。

3—今後の対応

①—適正飼育の普及啓発

これまで述べてきた動物に関する苦情等課題を解決するために、適正飼育をいかに進めるかが問われている。そこで「動愛条例」で

は、特に、動物の飼い主及び動物取扱業者の責務等について定め、適正飼育の普及啓発を推進することを意図している。

まず、飼い主については、飼い主としての責任を十分に自覚して適正飼育や終生飼育に努めると共に、飼い主のいない動物を増やさないよう適切に不妊去勢手術等を行うこと、逃げ出した動物は自ら探すことなどを求めている。また、犬の飼い主に対しては、糞の処置、人への危害の防止及び犬の発育状況等に応じた運動をさせることなどを新たに規定している。

次に、動物取扱業については、動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示及び規則で定めるトリミング等美容を業として営もうとする者に対し届出を義務づけ、動物の健康及び人への安全を確保するため、施設の構造や取り扱う動物の管理の方法等について基準を定めている。また、取り扱う動物の飼養又は管理を適正に行わせるため、事業所ごとに動物取扱主任者を置くよう規定している。

さらに指定動物の販売者に対して、購入者への飼養許可制度の説明と購入者の住所、氏名等の届出を義務づけていることから、行政による指定動物の飼養状況の把握が可能となり、飼育者への指導を効率的に行うことができる。

②—動物の愛護及び管理に関する普及啓発

拠点の整備

「動愛法」や「動愛条例」等に基づく犬・猫の適正飼育や愛護意識の普及啓発、動物由来感染症の調査研究機能等を併せもった啓発

拠点の整備が望まれている。年々多様化する家庭で飼育される動物の諸問題について、その拠点施設を核として解決に努力していききたい。

③—大規模災害時における犬猫等動物の救護

体制の構築

大規模災害の発生時に、被害を受けた市民の飼育する犬、猫等の動物について、救護体制を整備する必要がある。平成十二年度から、横浜市獣医師会と衛生局で災害対策検討委員会を立ち上げ、マニュアル作成等に着手しているが、動物救護活動の拠点(用地)確保、関係機関との支援体制等について継続して検討していく。

今後、人と動物との関係の変化に伴い生じてくる様々な市民ニーズに柔軟な対応を心がけること、動物に関心がない、あるいは苦手な市民にも理解されるような普及啓発を「動愛条例」で定めた動物愛護推進員など市民の協力を得ながら実施すること、また、飼い主や動物取扱業者等に対して実効性のある適正飼育を指導することなど「動愛条例」第三条に規定されている本市の責務を果たすことにより「動愛条例」の趣旨徹底を図り、動物関係業務を推進し、市民と動物とのより良い関係を築いていくことが大切であると考えている。

△衛生局生活衛生部食品衛生課動物保護管理係長▽